

地方財政委員会意見

一 非課税規定の整理に関する問題

一 現行地方税法中には種々の理由に基き、各種の非課税規定が設けられている。これらの非課税規定の存置理由は、多くは公益上という莫然たる理念にその根拠を求めるものが大部分である。然しながら、現存の地方財政は依然として財源不足に悩んでゐるのみならず、公益性を強く有つた地方税において、このような莫然たる理由に基いて、凡ゆる行政施策を租税政策によつて顕現して行くといふことは租税政策の分野を逸脱したものであつて、適切を欠くといふべく、精査検討を加える必要がある。

又地方財政委員会設置法附則第六項は、地方財政委員会に對して、これら非課税規定について検討を加え改善措置について国会に對し勅告する義務を課してゐるのであり、当委員会としては、当然根本的な検討を加えなければならぬのである。以てこれらうち主なるものについて検討を加えてみる。

国鉄に課税する課税について  
 地籍課税が日本国有鉄道に対して附加価値税、市町村民税及び固定資産税等を  
 非課税とした理由は国鉄が国の所有にかかるとのであるため、従来から国有物件  
 に対しては地方税を課さないという一般原則をそのまま踏襲したものであるにす  
 ぎず、当時から再検討を加えることを約束されていたものである。

(1) 国鉄に課税すべしとする理由

(a) 地方税が地方団体と住民乃至は地方団体の区域内に所在する物件との間に  
 存在するの受益関係に基づいて課せられることをその本質的な性質の一つとす  
 ることに鑑みるならば、苟くも地方団体の施設と受益関係に立つ限り国鉄と  
 いえども特に課税を免れる理由はない。

(b) 住民に対する交通の利便を提供する任務は独り国鉄のみが負っているので  
 はなく、民間経営の地方鉄道においても同様のことがいえるのであつて彼此  
 の均衡上よりするも、国鉄のみを非課税とする理由はない。

(c) また国鉄は独立の企業体として独立採算制を採用しており現在電気がス税  
 や地産税などの地方税を課税していることなどからみても、地方税金般につ  
 いて課税することが望ましい。

(d) 国鉄に課税すべからずとする理由

(a) 国鉄は、一般企業と異なる公共的使命を有し、営利企業であつてはならない  
 性格を付与せられ、経営と利益を生じた場合は政府の一般会計に納付する義  
 務を負い、又原則的に法令の適用については、国と看做される。

(b) 国鉄は、公共企業体であり、その使命とするところは、実質的に公共的国  
 家的なものであつて、他の例えば郵便等の官庁経営企業と異なる点を見出し難  
 く、その運営に当つても営利を目的とせず公共的運営を指針としている。

(c) 国鉄 公共企業体として飛足以来、極度の経営合理化を行つて来たのであ  
 つて、これ以上の経費節減は、多きを望み得ない。従つても課税するとす  
 れば、百十億円に及ぶ地方税は結局運賃の値上によつて賄われればなら

ないこととなるが、遊費は現在既に限界に近く、もし改訂を行うならば、一般物価への影響も大きく大衆負担とならざるを得ない。

ハ) 然しなから仮に国鉄がその企業経営の現状において経営の合理化が限界点にきているとしても、税負担のすべてが、直ちに転嫁せられるとは限らない。何れなれば、利用料金と利用者との間には或る程度相関関係があるからである。従って転嫁せられる部分については国鉄自体の経営合理化の方向に向って解決せられるであらう。のみならず国鉄経営の実情は、その合理化の面において更に検討の余地なしとしない。若し昭和二十五年年度において仮りに国鉄に対し固定資産税を課した場合、その税額は七億七千万であるから五百二十二億の収入見込額をそのままとすれば、現行税率の百分の一・六は、百分の一・三六を以て足ることとなり、一般の税務負担の著しい緩和となるであらう。

(資料/参照)

(二) 専売公社に対する課税の問題

(イ) 専売公社についてこれを非課税とした理由も国鉄の場合と同様である。

(ロ) 課税を可とする理由

専売公社はその利益をすべて国庫の収入とするという点においては一般企業と異っているが、それ以外の点においてはなんら他の民営企業と異なる点はなく、地方税に関する受益原則の適用を排除すべき理由はない。殊に専売も国鉄同様独立企業体として活動しているのであり、より公的性格の強い公田等との均衡からみても、また、電気がス税、通行税等を負担している現状から考へても、非課税とすべき理由はないと考へる。のみならず、附加価値税は事業税と異なりその収益を直接課税対象とするものではなく、収益のない企業に於いても課税されるのであるから専売公社のみが収益のない故を以て非課税とすべき理由はない。

(ハ) 専売公社に課税した場合の利害

専売公社に対する課税は、結局専売益金の減少となり、いわば国の取り前が

少するものになるが、その税総額は別紙の如く四億に過ぎず、これを専売益  
総額一、二四大億に比較すれば僅かに、三分に過ぎない。(資料ノ参照)従つ  
て、専売課税の帳尻を煙草の価格の引上げにもつて行くことは先ず考えられず  
従つて又國民大衆の生活に影響を及ぼすことはない。

(三) 日本放送協会に対する課税の問題

地方税法が日本放送協会を非課税とした理由も又前記国鉄及び専売公社の場合と大同  
小異である。

(イ) 日本放送協会を非課税とする理由

日本放送協会は放送法の成立によつてその性格を一変して公的性格を濃化し、例へ  
ば收支予算事業計画、資金計画等の作成に當つては、電波管理委員会を通じて国会  
の承認を受け、又聴取料の引上げに當つても同じく国会の承認を要し、更にその業  
務全般の運営に當つては、国会の同意を得て内閣総理大臣が任命する九人の経営委  
員会のコントロールの下におかれるほど極めて公益的性格が強く、寧ろ国鉄に準じ  
て扱ふことが妥当である。のみならず我が國の現状のもとにおいて民主主義の浸透  
のためにもラヂオの果す役割はなお極めて重大であり、これが中枢をなす日本放送  
協会の円滑な発展を維持するために、これを非課税にすることが希ましい。

(ロ) 課税を適當とする理由

然し、從來、日本放送協会は、地方税の代替としてラヂオの聴取料の一定割合を地方団体に対し寄附金として納付して来た。この制度は、戦後経済界の混乱により實際上自然消滅の形をとつてゐるが、制度そのものとしては死滅してゐない。今田放送法の成立に伴い、日本放送協会の公的性格が強化され、言論民主化のために大きい役割を果すこととなつたことは、もとより認めるに吝かではないが、このことから直ちに受益原則を排除し、地方税について非課税とすべしという結論はでてこない。むしろ形骸化した寄附金制度を名実ともに廃止してより明確に地方税を課税する形をとることが希ましい。又放送法によつて新たに民間放送が可能となつた今日これらのものとの公正な競争を確保するためにも課税上の差等を認めることは不適當である。

イ) 日本放送協会に課税した場合の利害

日本放送協会に課税するとすればその税総額は約八千万円となるが(資料2参照)この程度の負担の増加は、放送協会の経営の合理化を図ることによつて消化し得る

ものと考へられる。仮に経営の合理化が不可能であり、その負担は結局聴取料を引上げることによつて聴取者に転嫁することに(資料2参照)なつても、それほど国民生活に影響を及ぼすとも考へられない。むしろ八千万円の税金額を徴収することによる地方財源の強化が希ましい。

四) 各種公団に対する課税の問題

公団に対する課税の可否は、公団が本来過渡的暫定的なものである、近く全廃せられるという事に鑑み、ごしたる重要性を認められたい。たゞ公団が国家行政組織の一部をなすものでありその収益もあつてこれを国庫に帰属せしめることは明らかであるが、反面公団は公営企業としてやはり利益の追求を目的とするものであるから、これを非課税とすべき理由はなく、仮に公団に課税しても、その結果は国庫に納入すべき剰余金がそれだけ減少するものであつて、公団の現在納入している剰余金に比較すればその額は微少のものであり、国民大衆の生活に及ぼす影響は皆無といつてよい。

五) 国有林野交付金制度の廃止

(1) 国有の林野に対しては、それが国有地であるという理由で、従来から地租を課さず、国有林野所在地市町村に対して、国庫から毎年度一定額の交付金が交付せられてきた。それはいわば地租に対する代替物ともいうべく、その交付基準も、地租税率の列上げに伴い、漸次列上げられて来ている。(別紙資料参照)

(2) 然し乍ら、この方法は、(1)制度自体が單なる農林省令に基礎を置くものであり、極めて安定性を欠くものであること。(3)農林省所管の林野にのみ限られていること、(4)毎年度予算の範囲内において交付されるものであること、等に鑑みるときは、極めて明朗を欠き、むしろこのような制度はこの際廃止し、地方税法に基く課税を行うことが希ましい。

三、以上国有鉄道、売壳公社、日本放送協会及び公団等に対する課税の可否について、非課税とするが、非課税とすべき積極的理用は乏しく、又課税したとしても、非課税に認められたい及面、これらに対して課税する結果予想され地方税収入の増加額は約百二十億(来年度から公団が廃止になるとしても)

差引約百四億圓)に達する。これは地方税収入総額一九〇億の約六三%に当る。従って、これらに対して課税する結果は地方税の標準税率を下下とも前期の税収が確保できることとなる。3 結局木衆の租税負担の合理化に貢献する効果があるであろう。

もとよりなお細部はついでに慎重な検討が必要ではあるが、現在においては、非課税は、非課税の見地より検討するにこれらに対しては課税することをお母当であると考ふるものである。

資料 /

主要税目中非課税団体 (主なるもの) が免除される税額調

(単位千円)

団体名	事業税 (附加価値税)	固定資産税	市町村民税	合計
日本国有鉄道	3,145,185 (2,057,848) 自動車税 63,820	775,2012	13,235	2,923,252 (2,868,913)
日本専売公社	552,518 (270,528)	224,454	955	779,927 (435,937)
日本放送協会	634 (55,083)	29,089	-	29,723 (84,172)
船舶公社	12,340 (26,435)	813,322	-	825,662 (839,757)
産業復興公社	471,201 (10,846)	80,509	-	551,710 (71,349)
その他公社	471,771 (783,912)	-	-	471,771 (783,912)
計	3,145,185 (2,057,848) 自動車税(3,820) (3,124,644)	8,879,386	14,190	12,147,045 (12,082,040)

(算定基礎)

(A) 事業税

(単位千円)

区分	分	総収入金額又は利益(割込)	課率	事業税額
道	社会	134,074,104	14/100	2,145,185
日	本	4,604,320	12/100	552,518
日	本	5,283	"	634
船	本	102,839	"	12,340
産	本	60,016	"	7201
価	業	568,000	"	68,160
食	格	1,698,122	"	203,774
肥	糧	208,410	"	25,009
食	復	121,000	"	14,520
油	調	120,894	"	14,507
鉞	配	0	"	0
織	給	1,170,520	12/100	140,462
鉞	公	44,493	"	5,339
計	公			3,189,649

備考 (1) 雑収入は前年度繰上り金に計上し、(2) 同様に計上し、(3) 外税標準に基き税額を算定した。

A 附加価値税

(A) 日本国貨道

総売上金額

特定支出金額

動力消費

役務品

備修予工

道

附加価値税額

附加価値税額

附加価値税額

附加価値税額

附加価値税額

134,074,104 44  
- 83,122,960

(借料損料として30%を除く)

(物品費 (災害修繕費)として70%を見る。)

25,435,118  
4,690,293  
723,230  
528,729  
30,563,474  
1,050,000  
19,994,400  
140,719

50,946,144  
2,037,846

備考 昭和25年度予算額によつた。算定の方法は控除法によつた。



日本放送協会

総手当額	1,743,823
給料手当	1,718,133
退職手当	25,690
旅費	97,697
謝礼金	159,977
利息	89,194
借地借家料	2,604
計	2,107,439
固定資産取得額	739,372
附加価値額	1,377,067
附加価値総額	55,083

備考 昭和25年度予算額によつた。算定方法は加算法によつた。

日本専売公社

給料及び手当	4,309,886
謝金及び報償費	464,750
旅費	743,490
借料及び損料	25,573
交際費	950
計	5,544,649
固定資産の取得額	281,440
差引(附加価値額)	5,263,209
附加価値総額	2,195,288

備考 (1) 昭和25年度予算額によつた。  
 (2) 専売益金の一般会計への繰入額はこれを特定の支出額とした。

公 司 名	人 件 費	支 払 利 息	支 払 地 代 家 賃	計	附 加 価 値 税 額
栖格潤整	66,457	163,800	7,997	238,254	9,529
食糧配給	13,936,369	482,595	642,863	15,061,827	602,473
肥料	726,468	718,937	11,488	1,456,893	58,275
食料品	132,701	12,442	9,517	154,660	6,186
油糧	194,888	1,608,516	7,719	1,811,123	72,445
産業復興	184,819	77,376	9,023	271,218	10,840
鉱工品貿易	100,638	301,945	1,569	404,152	16,166
織雑貿易	137,407	262,500	7,287	407,194	16,287
船舶	11,054	648,640	1,188	669,882	28,435
飼料	47,418	10,768	3,598	63,784	2,551
計	15,540,019	4,287,519	702,229	20,529,767	821,187

備考 昭和25年度予算額によつた。

(B) 固定資産税

団 体 名	資産種類	課税標準額	固定資産税額	備 考
日本国有鉄道	地屋産 土家償却 計	36,024,463 <sup>4H</sup> 59,242,905 389,233,385 484,500,753	578,391 947,887 6,227,734 7,752,012	別表 (1)
日本専売公社	地屋産 土家償却 計	980,685 2,819,445 10,228,227 14,028,357	15,691 45,111 163,652 224,454	(1)
日本放送協会	地屋産 土家償却 計	211,169 1,048,758 558,159 1,818,086	3,379 16,780 8,930 29,089	(1)
船 舶 公 司	船 舶 資 産	50,832,600	813,322	(1)
産業復興公司	船 舶 資 産	3,781,821	60,509	(木)
計		554,961,617	8,879,386	

別表(1) 日本国有鉄道

資産区分	帳簿価格	再評価額	課税標準額	固定資産額
土地	10,976,828	51,463,518	30,024,463	
建物	12,027,434	84,632,722	59,242,905	
家工機車船取	22,367,838	376,340,468	221,438,328	
作	5,869,508	22,805,842	15,964,089	
船舶	24,629,013	78,434,569	55,604,198	
計	2,263,953	5,815,286	4,070,700	
計	9,867,122	131,651,529	92,156,070	
	88,001,696	692,143,934	484,500,753	7,752,012

備考  
帳簿価格は、昭和23年度の決算書を基礎として昭和二十五年度の新設及び改良の分を含む価格をいう。  
再評価額は国鉄の計算による。課税標準額は再評価額の70%を見る。  
固定資産税額は、課税標準額の10%をもちとした。  
土地家屋については貸賃価格が判明算出しなないので償却資産に準じて算定した。

(四) 日本専売公社

資産区分	帳簿価格	計算要領	課税標準額	固定資産税額
土地	244,445	$2,343.335 \text{坪} \times \text{坪当賃貸価格}$ $0.465 \times 900$	980,685	
家屋	1,317,434	$469,751 \text{坪} \times \text{坪当賃貸価格}$ $6,769 \times 900$	2,819,445	
工作物	249,565	$(27,620 (\text{昭16} \sim \text{昭20} \text{取得}) \times 33)$ $+ (221,945 (3623) \times 1.8) \times 0.7$	902,136	
機械器具	1,517,821	$(276,184 \times 40) + (1,241,637 \times 0.7)$	9,297,614	
船舶	16,913	$\{ (268 \times 40) + (16,645 \times 1.8) \} \times 0.7$	28,477	
計			14,028,357	224,454

備考 帳簿価格は昭和24年5月末現在のものである。

(八) 日本放送協会

資産区分	帳簿価格	計算要領	課税標準額	固定資産税額
土地	16,565	賃貸価格及び坪数不明の ため(評価限度額) $\times 70\%$	211,169	
家屋	93,918	"	1,048,758	
工作物	7,069		186,238	
機械類	122,928	再評価限度額 $\times 70\%$	336,731	
工具	20,572		35,190	
計	266,047		1,818,086	29,089

備考 帳簿価格は昭和24.3.31末のものである。

(二) 船舶公団

資産区分	帳簿価格	計算要領	課税標準額	固定資産税額
船舶	12,749,000	昭和22.3.31基準として耐 用年数18年と見做し57倍敷 率で限度額を出しその70%	58,832,600	813,222

(ホ) 産業興公団

資産区分	帳簿価格	計算要領	課税標準額	固定資産税額
償却資産	1,019,359	昭和22.3を基準として耐 用年数15年の倍率5.3 を乗じ70% 28	3,781,821	60,509

(ロ) 市町村民税

(1) 日本国有鉄道

(1) 事務所又は事業所の数

本局及び地方局	28	合計	7,353
鉄道駅	4,265		
自動車駅	3,060		

(2) 市町村民税額

$$1,800.0円 \times 7,353 = 13,235,4円$$

備考 1. 事業所数は昭和25.3月現在により、探検区、機関区等は除外した。  
2. 一事業所当りの平均税額を1,800.0円と仮定した。

(イ) 日本専売公社

(1) 事務所又は事業所の数

本局、地方局及び支局	67	合計	5,337
出張所	4,188		
工場その他	46		

(2) 市町村民税額

$$1,800.0円 \times 5,337 = 9,606,6円$$

備考 一事業所当りの平均税額を1,800.0円と仮定した。

国有林野に對する交付金額調

(林野片調)

区	市		村	道	府	果	計	
	交	金額					率	交付金額
昭和 2	702,161	90	$\frac{60}{1000}$	305,651	00	$\frac{6.1}{1000}$	1,007,812	90
" 2	1,728,796	37	$\frac{36}{100}$	1,897,503	00	$\frac{36}{100}$	3,626,299	37
" 2	16,372,951	98	$\frac{100}{100}$	15,475,185	78	$\frac{100}{100}$	31,848,137	76
" 24	38,096,182	89	$\frac{250}{100}$	38,244,999	00	$\frac{250}{100}$	76,341,181	89

備考 各年度の決算額によつた。

国有林野面積調

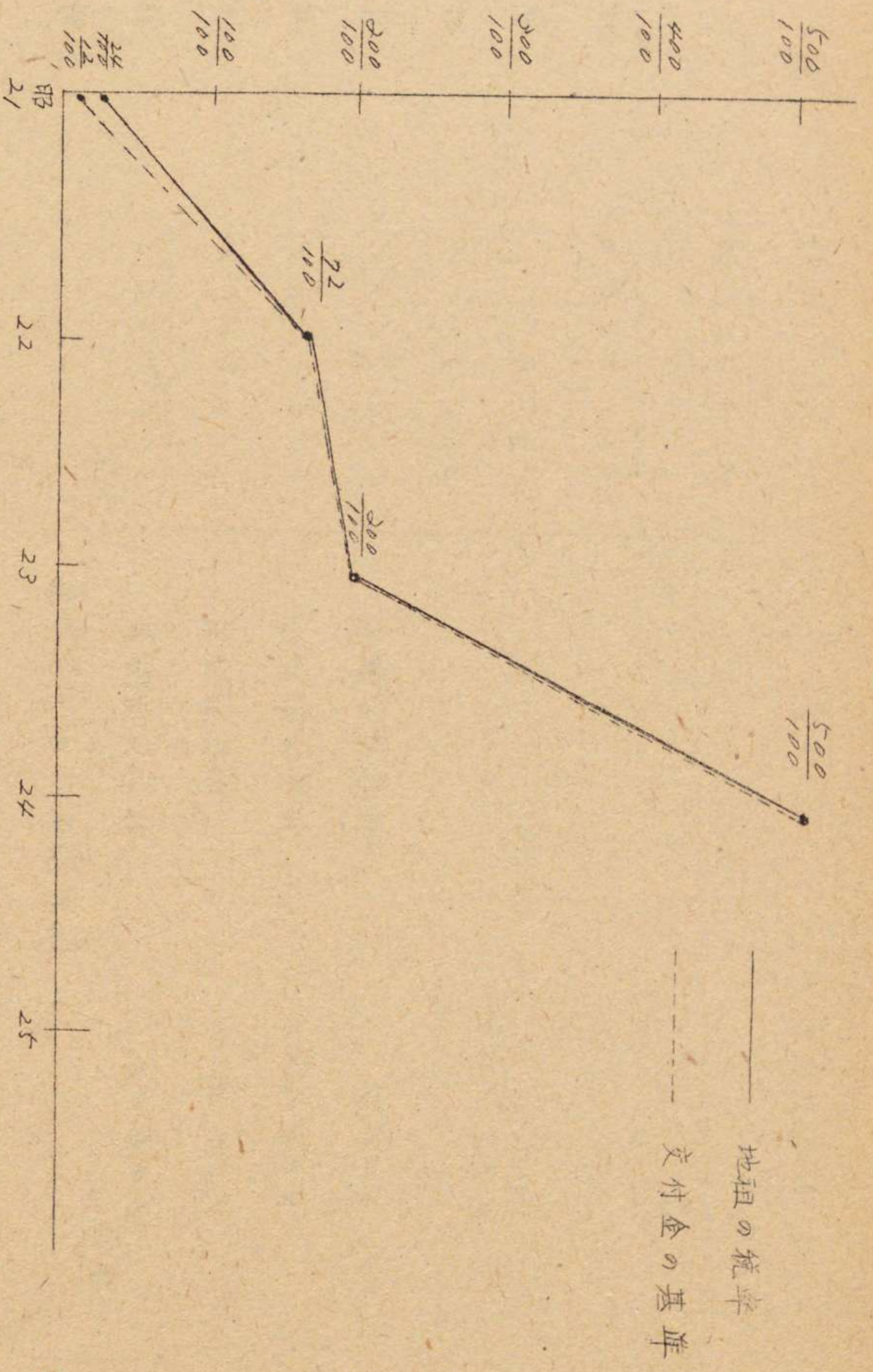
(22年4月現在)

農林省所管林野

国有林	7,224,017	町歩
旧御用林	1,302,628	
旧国有林	6,621,389	
民有林	17,071,837	
公有林	4,165,587	
社寺有林	126,250	
私有林	12,780,000	
計	24,995,854	

農林省以外の所管林野

運輸省所管林	12,909	町歩
学校演習林	118,351	
大蔵省所管林	118,626	
法務省所管林	11,700	
計	25,1586	



備考  
 1. 地租の税率は附加税分も含めたものとし、標準税率により目的税分を含まない。  
 2. 交付金の基準は府県分、市町村分の合計とする。

(D) 自動車税

国有鉄道	保有台数	一台当標準税率	税額
バス	1,588	0.0004	638.2
トラック	1,173		
輸入トラック	1,404		
トラクター	2,202		
特殊車	15		
計			6,382

$0.0004 \times 6,382 = 2.5528$

国有鉄道部 洞

(単位千円)

科	目
(損益勘定)	
運輸收	
旅	
貨	
雑	收
合	
経	営
利子及債務取扱	
減価償却	
予備	
特別補充取	
合	
(工事勘定)	
損益勘定より	
米対日援助員返資 会計より受入	
合	
工事	経

昭和25年度において国有林野に対して課税した場合、固定資産税額

(1) 農林省所管分

$$76,341,182 + \frac{500}{100} = 15,268,236 \text{ 円 (昭和24年の農林省所管の固定資産価格総額)}$$

$$15,268,236 \times 900 \times \frac{16}{100} = 21,986,259.8 \text{ 円 (固定資産税額)}$$

(2) 他省所管分

$$251,586 \times 333 \times 900 \times \frac{16}{100} = 12,064,051 \text{ 円 (固定資産税額)}$$

(3) 国有林の固定資産税額総額 2億3,192万6,649円

備考 333円は全国平均の山林の賃貸価格である。



昭和25年度日本国有鉄道予算

運輸省鉄道監督局国有鉄道部 洞

(單位千円)

科 目	予 算 額	備 考
(損益勘定)		
運輸収入	131,903,911	
旅客	75,158,484	
貨物	56,745,457	
雑収入	2,170,193	
合計	134,074,104	
経営費	109,354,008	{ 基本給 37,507,988 手当及給与金 1,080,846 賃金 396,625 交際費 2,500 旅費 2,337,582 動力費 25,818,116 修繕費 30,563,473 業務費 7,689,131 道路分担金 140,719 共済組合交付金 2,468,970 恩給負担金 1,348,058
利子及債務取扱諸費	3,223,690	
減価償却費	1,767,562	
予備費	1,500,000	
特別補充取替費	18,228,844	
合計	134,074,104	
(工事勘定)		
損益勘定より繰入	19,996,406	
*国対日援助員返資金特別 会計より受入	4,000,000	
合計	23,996,406	
工事経費	23,996,406	

備考 33年2月全国平均の山林。賃賃価格75%。